

4. ロシアの政党制度（2）：現代ロシアにおける政党制の展開¹

4.1. 現代ロシアの「政党法」の問題点

4.1.1. 「政党法」批判の概要

前項で詳細に見てきた「政党法」について、ロシア国内では、「①地域政党²の禁止、②党員数についての厳格な要件、③政党の登録に際しての煩瑣で官僚主義的な手続き、④国家会議議員選挙結果に従った政党への国庫補助」といった点が批判されている³。

政党補助金が、連邦レベルの選挙における各政党の得票あるいは獲得議席に応じて分配されるという制度は基本的には妥当であるように思われるので、上記の④の批判は当たっていないように思うが、それ以外の批判は、妥当なものであると思われる。

たとえば、①については、ロシア連邦が広大な国家であり、多民族、多文化、多言語の連邦制国家であることからすれば、少なくとも地域的な多様性を認めて、地域の特色を反映した政党の存在が許されてもよいだろうと思われる。当然、ロシアの専門家のあいだでも、多民族的なロシア連邦の国民の一部を構成しつつ、当該地域の国家権力機関の選挙に参加しているロシア連邦の連邦構成主体の住民は、それ自身、政治過程の独立した主体であり、自身の居住する地域の選挙や政治に参加するために政治的に団結する権利を持っているはずであるとする見解もある⁴。

②および③は、結果的に新政党設立のハードルを高くすることにつながっており、時代の変化や国民意識の変化に柔軟に対応した政党の消長、離合集散を難しくすると考えられる。また、政党は、古典的分類によれば、いわゆる幹部政党と大衆政党とに分類される⁵が、大衆政党における党員と同様の意味での党員を持たない幹部政党は、そもそもロシアの「政党法」のもとでは存在を認められないということになる。2001年7月11日にロシアにおいて「政党法」が制定されたとき、おそらくロシア連邦共産党以外の政党は、すべて、政党の古典的分類で言うところの大衆政党ではなかったと考えられる。それゆえ、「政党法」の制定によって、共産党以外の多くの政党は、自らを「政党法」の求める要件に合致させるために、にわかに地方支部の設置と党員の充足をはかったと考えられる。そこに、厳格な入党基準や、党員としての義務の遂行（とくに党費の支払い）が求められなかったのは当然であろう。

結局のところ、この「政党法」は、多くの「政党に大衆政党であることを偽装することを強いた」のであり、「大衆政党の主要な特徴の一つは、政党の財政的自立の基礎となる党費の定期的徴収であるが、実際には、新法〔「政党法」のこと―筆者〕制定以降も、大部分の政党は、党費を徴収していない。そのことは、それらの政党が大衆政党であることを偽装していることの一つの現れである」という厳しい指摘がなされている⁶。

党員数が政党の要件である以上、党員数の正確な把握は重要事項であり、架空党員の登録を防止するためには、党員名簿の提出が必要になるため、「政党法」の修正の過程で、党員名簿の提出が義務づけられることになったのであるが、そのことが、国民の思想信条による差別につながる可能性があることは、やはりロシアの専門家のあいだでも大いに危惧されており、党員数の監査は、「国民の政治的権利の侵犯の危険、政党活動に対する国家の干渉、国家機関がさまざまな政党の活動にとって不平等な条件を作り出すこと」につながると指摘されている⁷。

また、「政党法」によって定められている政党の設立および登録の手続きは、政党が下部組織のイニシアチヴに基づく下から上への積み上げ方式で設立されるのではなく、上から下への、連邦党機関による地方支部の事実上の買い上げになってしまっているという指摘もなされている⁸。

他方、政党の国庫補助は、政党の厳格なヒエラルキー構造化を促進するという点において、政党の官僚制化および寡頭制化、「党内支配階級」をもたらすという指摘もある⁹。

4.1.2. 「政党法」違憲訴訟に対する憲法裁判所の判決

「政党法」による、地域政党の禁止および党員数の下限の設定が、違憲か合憲かという問題を真正面から争った違憲訴訟が存在する。それは、社会政治団体「バルト共和国」が、「政党法」第3条第2項および地域政党を否定した第47条第6項は違憲であるとして憲法裁判所に提訴したからである。しかし、その訴えは、2005年2月1日付「社会政治団体『バルト共和国』の提訴に関連する『政党法』第3条第2項②および③ならびに第47条第6項の合憲性の審査についての裁判に関するロシア連邦憲法裁判所の決定」(No. 1-II)（以下、たんに2005年2月1日付「憲法裁判決」と略記する）によってしりぞけられた。

2005年2月1日付「憲法裁判決」は、地域政党の禁止について、以下のよう指摘している。

「ロシア連邦憲法は、ロシア連邦憲法および法律に国民およびその団体が従うことを義務づけており（第15条第2項）、憲法体制の基礎の暴力的な変更およびロシア連邦の一体性の侵犯、軍事組織の設立、社会的・人種的反目を煽ることを目的とし、そのために活動する社会団体の設立および活動を禁じている（第13条第5項）。それゆえ、「政党法」もまた、地域政党や宗教的・民族的属性に基づく政党の設立を禁じている。「地域政党の設立は、それがたとえもっぱら自身の、とりわけ地域的および地方的利益の擁護にかけられたものであっても、ロシアの連邦制構造の基礎としての国家的一体性および国家権力システムの統一の侵犯をもたらす」。『もっぱら全国的（全ロシア的）政治社会団体だけが政党の地位を得ることができるという規定は、我が国において真の多党制を形

¹ 上野俊彦「ロシアの『政党法』と政党制―プーチン政権下における一党優位体制の制度的背景」横手慎二・上野俊彦編『ロシアの市民意識と政治』慶應義塾大学出版会、2008年を参照。なお、同論文刊行後のロシアの政党制度についての重要な変更については、適宜、補足した。

² この「地域政党」は、ロシア語を厳密に訳すと、「単一の地域および複数の地域にまたがる政党」(региональные и межрегиональные партии)である。しかも、この「地域」は、ここでは事実上、連邦構成主体のことを意味すると考えてよい。

³ *Воллентён Национального центра мониторинга демократических процедур*, Выпуск No. 2, февраль 2007 (<http://www.vibory.ru/Regs/monit-2.pdf>), c. 16. [『国民民主的手続モニタリングセンター通報』2007年第2号、16ページ。以下、ВНЦМ, 2007 No. 2, c. 16 とする。]

⁴ Лапаева, В. В., *Конституционные гарантии защиты политических прав и свобод (к разработке правовой доктрины) // Российские выборы в контексте международных избирательных стандартов: Материалы международной конференции* (ред. А. В. Иванченко и А. Е. Любарова), М., 2005, c. 193-210.

⁵ デュベルジェ、モーリス（岡野加穂留訳）『政党社会学』潮出版社、1970年、第1部第2章（79-153頁）を参照。

⁶ ВНЦМ, 2007 No. 2, c. 17.

⁷ Там же, c. 17.

⁸ Там же, c. 18.

⁹ Там же, c. 18.

成するという重要な憲法的目標の達成、市民社会の形成の重要なファクターとしての政党の法的制度化、全国的大政党の形成の促進といったことのためにだけ向けられたものではなく、ロシア連邦における民主主義および法治国家の形成という現代の具体的・歴史的条件的もとにおける憲法的価値の擁護、とりわけ国家の統一の保障のためにまた必要なのである。そうした制約【地域政党を認めないということー筆者】は、時限的性格を持っており、状況が変化すれば、取り除かれなければならない」。

また、党員数の下限については、「憲法裁判所」は、以下のように指摘している。

「連邦立法機関は、一方では、政党の党員数および活動の領域の広さが極端ではなく、国民の団結権を本質的に侵さないということ、他方では、まさに全国的（全ロシア的）政党としての規約上の任務および役割を遂行することを促すということ、すなわち結局のところ、バランスの原則に基づく良識という基準に従わなければならないということから、これらの問題を規制するよう求められたのである」。それゆえ、憲法裁判所は、次のように結論づけている。すなわち、党員数の下限の設定は、「それ自体はロシア連邦憲法とは矛盾しない」。しかし、「もし、それらの適用が、多党制という憲法原則を侵犯するということを含めて、政党に団結する国民の憲法的権利を実質的に行使することを不可能にするようなことがあれば、そしてそれに基づいて、一つの政党しか設立されないというようなことがあれば、これらの数量的基準は非憲法的な性格を持つことになる」。

憲法裁判所の決定は、ややスコラ的、詭弁的との印象も免れないが、それでも地域政党の禁止が「時限的性格」のものであることを示唆したり、党員数の下限の設定が特定の政党を肥大化させ、結果的に一党制になってしまうようなことがあれば「非憲法的な性格を持つことになる」と示唆したりしている点は、非常に興味深い。

4.2. 政党の数

2004年12月20日付『政党法』の修正についての連邦法（No. 168-Φ3）による党員数の下限の50,000人への引き上げは、中小政党の存続および新政党の立ち上げを著しく困難にしたため、政党数の減少という結果をもたらした。ここでは、その政党数の減少を明らかにするとともに、選挙の結果も踏まえて、ロシアにどのような政党制がもたらされたのかを明らかにする¹⁰。

4.2.1. 2001年7月11日付「政党法」制定時の政党の数

2001年7月11日付「政党法」は、制定時においては、政党の要件を、①半数以上の連邦構成主体に地方支部を持つこと、②党員数は1万人以上であること、③半数以上の連邦構成主体の地方支部の党員数は100人以上であること、④残りの地方支部の党員数は50人以上であること、としていた。

ロシア連邦法務省の資料によると、2001年1月1日現在、190の全国的政治社会団体が登録されており、そのうち約40の団体が「政党」を名乗っていた¹¹。実際に選挙に参加した団体の数はそれよりも少なく、たとえば、1999年12月の国家会議議員選挙には、66の選挙団体が参加していたが、そのうち40は選挙ブロックを構成していた¹²。1999年12月の国家会議議員選挙について、連邦選挙区に限ってみると、28の選挙団体（選挙ブロックを含む）が候補者名簿を提出し、登録されていた¹³。2001年7月11日の「政党法」制定の2年後、ロシア連邦法務省は53の政党を登録したが、そのうち44政党が45以上（すなわち半数以上）の連邦構成主体で地方支部を登録することができた¹⁴。したがって、9政党は半数以上の連邦構成主体で地方支部を持つという要件を満たすことができずに、登録を抹消されたことになる。

4.2.2. 2003年12月7日の国家会議議員選挙に参加した政党の数

2003年12月7日の国家会議議員選挙の選挙運動期間が始まるまでに登録を済ませて選挙に参加する権利を獲得できたのは44政党であり、それらのうち18政党が単独で連邦選挙区に参加し、12政党が選挙ブロックに加わって連邦選挙区（比例代表制選挙区）選挙に参加し、3政党が連邦選挙区に候補者名簿を提出したものの登録を拒否され、6政党が単独議席選挙区（小選挙区）にのみ候補者を立てた¹⁵。2003年12月の国家会議議員選挙について、連邦選挙区に限ってみると、23の選挙団体（選挙ブロックを含む）が候補者名簿を提出し、登録されていた¹⁶。

連邦選挙区で5%以上の得票を得て、議席を獲得できたのは、「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、「祖国（国民愛国同盟）」ブロックの3政党および1選挙ブロックだけであった¹⁷。ちなみに、「祖国（国民愛国同盟）」ブロックは、ロシア社会主義統一党（精神的遺産）、民族復興党（人民の意志）、ロシア地域党の3党からなる選挙ブロックである¹⁸。そのほか、連邦選挙区に参加したものの5%未満の得票しか得られずに議席を獲得できなかったが、3%以上の得票を得て、国庫補助を受ける権利を獲得できた政党および選挙ブロックに、「ヤーブラコ」、「右派勢力同盟」、ロシア農業党、「ロシア年金生活者党および社会公正党」ブロックの3政党および1選挙ブロックがあった¹⁹（表1）。また単独議席選挙区で12名以上の当選者を出したことで国庫補助を受ける権利を獲得できた政党にロシア連邦国民党（当選議員17名）があった²⁰。

¹⁰ 1993年から1999年までの連邦レベルの選挙結果の分析については、拙著『ポスト共産主義ロシアの政治－エリツィンからプーチンへ』（日本国際問題研究所、2001年6月）第6章を、2003年の国家会議議員選挙については、拙稿「ロシアの内政動向－2003年12月国家会議選挙と2004年3月大統領選挙を中心に－」『国際問題』第531号を、2006年の連邦構成主体レベルの議会選挙については、「プーチン政権下の内政改革の現状と展望－地方選挙と世論の動向をふまえて－」『国際情勢紀要』第73号（国際情勢研究会、2007年2月）を、それぞれ参照されたい。

¹¹ ВЦИК, 2007 No. 2, c. 19.

¹² Там же, c. 19.

¹³ Вестник Центральной избирательной комиссии Российской Федерации, 1999, No. 23, c. 97-98. [『ロシア連邦中央選挙委員会通報』1999年第23号、97-98ページ。以下、ВЦИК, 1999 No. 23, c. 97-98 とする。]

¹⁴ ВЦИК, 2007 No. 2, c. 19.

¹⁵ Там же, c. 19.

¹⁶ ВЦИК, 2004 No. 5, c. 17.

¹⁷ Там же, c. 17.

¹⁸ ВЦИК, 2003 No. 14, c. 12.

¹⁹ ВЦИК, 2004 No. 5, c. 17.

²⁰ ロシア国民党の単独議席選挙区における当選者数17名という数字は各種報道に基づき筆者が計算したものである。なお、連邦選挙区におけるロシア

このように、「政党法」の基準に照らし合わせて、2003 年の国家会議議員選挙の結果、国庫補助を受け取る権利を獲得できた政党は、以上の 12 政党だけであった。

表 1 2003、2007、2011 年国家会議選挙における各党の得票率および得票数

政党名	2003 年 12 月 7 日			2007 年 12 月 2 日			2011 年 12 月 4 日		
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数
ロシア農業党	2,205,704	3.64		1,600,234	2.30				
「市民勢力」				733,604	1.05				
ロシア民主党	136,294	0.22		89,780	0.13				
ロシア連邦共産党	7,647,820	12.61	52	8,046,886	11.57	57	12,599,507	19.19	92
「右派勢力同盟」	2,408,356	3.97		669,444	0.96				
「年金生活者党および社会公正党」	1,874,739	3.09		154,083	0.22				
社会公正党				154,083	0.22				
ロシア自由民主党	6,943,885	11.45	36	5,660,823	8.14	40	7,664,570	11.67	56
「公正ロシア」				5,383,639	7.74	38	8,695,522	13.24	64
「ロシアの愛国者」				615,417	0.89		639,119	0.97	
「統一ロシア」	22,779,279	37.57	306	44,714,241	64.30	315	32,379,135	49.32	238
「ヤーブラコ」	2,609,823	4.30		1,108,985	1.59		2,252,403	3.43	
「正義の事業」							392,806	0.60	
投票参加者数	60,712,300			69,609,446			65,656,526		

注：2003 年の選挙については、選挙に参加した全ての政党を記載していない。

出典：BLIHK, 2004 No. 5, c. 17; 2007 No. 19 (222), c. 6; 2011 No. 21 (279), c. 4. なお、2003 年の選挙については、いわゆる小選挙区比例代表並立制のため、得票率は比例代表制により実施されている連邦選挙区のものであり、また無所属議員がいるため、政党に所属する議員総数は 450 になっていない。

4.2.3. 2003-2005 年の連邦構成主体議会選挙に参加した政党の数

国家会議議員選挙で一定以上の支持を得られなかった政党は国庫補助を獲得することができず、政党の財政は苦しくなり、政党の存続が困難となってくる。前述のように 2003 年 12 月の国家会議議員選挙に参加する権利を獲得できたのは 44 政党であった。しかし、これらの政党が、2003 年以降、一様に活発に活動していたわけではない。そのことは、2003 年から 2005 年にかけて行われた連邦構成主体レベルの議会選挙への各政党の参加の状況を見ることで、ある程度、明らかにできる。

2003 年から 2005 年にかけて 43 の連邦構成主体において比例代表制を含む連邦構成主体議会選挙が行われた²¹。これらの選挙のうち、20 以上の連邦構成主体議会選挙に参加したのは、「統一ロシア」、「ロシア連邦共産党」、「ロシア自由民主党」、ロシア農業党、「右派勢力同盟」、ロシア生活党、「祖国」、「ヤーブラコ」の 8 政党だけであった。また、ロシア年金生活者党、ロシア連邦国民党、ロシア復興党、ロシア国民復興党「人民の意志」、ロシア環境党「緑」の 5 政党は、7～14 の連邦構成主体議会選挙に参加した。そのほかの政党の参加は、事実上、政治的影響力がほとんどないものであったといっていよう。

4.2.4. 2006 年の連邦構成主体議会選挙に参加した政党の数と各政党の獲得議席

2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」により、「政党法」の本質的な修正が行われたが、その要点は、①党員数の下限が 10,000 人から 50,000 人に増加したこと、②半数以上の連邦構成主体の地方支部の党員の下限が 100 人から 500 人に増加したこと、③残りの地方支部の党員の下限が 50 人から 250 人に増加したこと、の 3 点であった。この新しい基準に、各政党は、2006 年 1 月 1 日までに適合しなければならなかった。もしそれができなければ、政党は、自発的に解党するか、政党ではなく社会団体に改組しなければならなかった。したがって、ロシアの政党にとって、党員を拡大して、2005 年の 1 年間を生き延び、2006 年を迎えることは、重要なことであった。しかし、2006 年まで生き延びた政党は、35 政党にとどまった。そのことは、2005 年の総括的財務報告を中央選挙委員会に提出できた政党が 35 政党しかなかったことによって、示されている²²。つまり、2003 年 12 月からのほぼ 2 年間のあいだに、9

連邦国民党の得票数は 714,652 票、得票率は 1.18%に過ぎなかった (BLIHK, 2004 No. 5, c. 17.)。

²¹ 2003 年は、12 月 7 日に（つまり国家会議議員選挙との同時選挙）イングーシェチア共和国、カバルジノ・バルカリア共和国、カルムィキア共和国、モルドヴィア共和国、ヴォルゴグラート州、ヴォログダ州、ウリヤノフスク州の 7 連邦構成主体で比例代表選挙を含む議会選挙が行われた。2004 年は、3 月 14 日にカラチャエヴォ・チェルケシア共和国、タタルスタン共和国、アルタイ辺区、スヴェルドロフスク州、ヤロスラヴリ州、ウスチ・オルダ・ブリャーチア自治管区で、10 月 3 日にトゥーラ州で、10 月 10 日にマリー・エル共和国、イルクーツク州、サハリン州で、10 月 24 日にチタ州で、11 月 14 日にカルーガ州で、11 月 28 日にクルガン州で、12 月 5 日にブリャンスク州で、12 月 19 日にアルハンゲリスク州で、12 月 26 日にハカシア共和国で、すなわち合計 16 の連邦構成主体で比例代表選挙を含む議会選挙が行われた。2005 年は、1 月 23 日にタイミリア（ドルガノ・ネネツィア）自治管区で、2 月 6 日にネネツィア自治管区で、3 月 20 日にリャゼニ州、ヴォロネジ州、ヴラジミール州で、3 月 27 日にヤマロ・ネネツィア自治管区、アムール州で、5 月 22 日にマガダン州で、10 月 16 日にベルゴロド州で、10 月 30 日にアギン・ブリャーチア自治管区で、11 月 27 日にチェチニア共和国で、12 月 4 日にモスクワ州、イヴァノヴォ州、コストロマ州で、12 月 11 日にノバロフスク辺区、ノヴォシビルスク州で、12 月 18 日にタムボフ州、トヴェリ州で、12 月 25 日にチェリャビンスク州、チュコトカ自治管区で、すなわち合計 20 の連邦構成主体で比例代表選挙を含む議会選挙が行われた。なお、2003 年の連邦構成主体議会選挙への参加政党および各政党の得票結果は、独立選挙研究所のホームページ (http://www.vibory.ru/elects/reg-zak_r_03.htm) を、同様に 2004 年の結果は http://www.vibory.ru/elects/reg-zak_r_04.htm を、2005 年の結果は http://www.vibory.ru/elects/reg-zak_r_05.htm を、それぞれ参照。

²² ロシア連邦中央選挙委員会ホームページ http://www.cikrf.ru/cikrf/actual/svodn_otchet.jsp

党の減少があったことになる。そしてさらに、翌 2007 年の始めに、2006 年の総括的財務報告を提出できた政党はさらに 11 政党減って 24 党になったのである²³。

もちろん、財務報告を提出できたからといって、そのパフォーマンスが一様であったわけではない。たとえば、2006 年中に、18 の連邦構成主体で比例代表制を含む連邦構成主体議会選挙が行われたている²⁴。それらの選挙にはのべ 28 の政党が参加しているが、議席を獲得できた政党は、「統一ロシア」(424 議席)、ロシア連邦共産党 (73 議席)、ロシア年金生活者党 (41 議席)、ロシア生活党 (31 議席)、ロシア自由民主党 (27 議席)、ロシア農業党 (16 議席)、「祖国」(15 議席)、「ロシアの愛国者」(8 議席)、「右派勢力同盟」(6 議席)、ロシア統一産業党 (6 議席)、「自由と国民権力」(3 議席)、「自由ロシア」(2 議席)、ロシア国民党 (2 議席)、ロシア民主党 (1 議席) の 14 政党だけで、残りの 14 政党は議席を一つも獲得できなかった (表 2)。

表 2 2006 年における連邦構成主体議会選挙結果の政党別概要

		選挙に参加した 連邦構成主体の数	議席を獲得した 連邦構成主体の数	獲得議席数	
				比例区	小選挙区
1	「統一ロシア」	18	18	196	228
2	ロシア連邦共産党	18	17	64	9
3	ロシア年金生活者党	15	11	36	5
4	ロシア生活党	13	6	23	8
5	ロシア自由民主党	18	10	27	0
6	ロシア農業党	5	4	12	4
7	「祖国」	9	2	9	6
8	「ロシアの愛国者」	14	2	4	4
9	「右派勢力同盟」	4	1	6	0
10	ロシア統一産業党	1	1	5	1
11	「自由と国民権力」	1	1	2	1
12	「自由ロシア」	3	1	2	0
13	ロシア国民党	1	0	0	2
14	ロシア民主党	5	0	0	1
15	民族復興党「人民の意志」	7	0	0	0
16	「ヤーブラコ」	6	0	0	0
17	ロシア平和党	1	0	0	0
18	ロシア環境党「緑」	1	0	0	0
19	ロシア共和党	1	0	0	0
20	社会防衛党	1	0	0	0
21	社会公正党	1	0	0	0
22~28	その他 ²⁵	0	0	0	0

出典：BHLIM, 2007 No. 2, c. 24-25.

4.2.5. 2007 年 3 月 11 日の連邦構成主体議会選挙に参加した政党の数と各政党の獲得議席

2007 年に入って、3 月 11 日に表 3 に示す 14 の連邦構成主体で、また 4 月 24 日にクラスノヤルスク辺区で、比例代表制を含む連邦構成主体議会選挙が行われた。クラスノヤルスク辺区議会選挙結果については、政党別獲得議席数についての詳細なデータを入手できなかったため、ここでは 3 月 11 日に実施された連邦構成主体議会選挙の結果についてだけ見ることにする。

この 2007 年 3 月 11 日に 14 の連邦構成主体で行われた議会選挙は、12 月 2 日に予定されている国家会議議員選挙の前哨戦として、あるいはその選挙結果を占うものとして注目された選挙であった。もちろんそれは、年末に国家会議議員選挙を控えた 2007 年に、ある程度まとまった数の連邦構成主体で一斉に実施された連邦構成主体議会選挙であったからでもあるが、連邦会議議長ミローノフ (Сергей Михайлович Миронов) 率いる注目の新党「公正ロシア：祖国・年金生活者・生活」党²⁶ (以下、本文中では、たんに「公正ロシア」と略記する) が、初めて連邦構成主体選挙を戦った選挙でもあったからである。しかし、この 3 月 11 日の連邦構成主体議会選挙が、国家会議議員選挙の結果を占うものとしてとくに注目されたのは、この選挙が行われた連邦構成主体に、モスクワ市に次ぐ大

²³ ロシア連邦中央選挙委員会ホームページ http://www.cikrf.ru/cikrf/politparty/finance/svodn_otchet_06.jsp

²⁴ 2006 年は、3 月 12 日に、アディゲア共和国、アルタイ共和国、カリーニングラート州、キーロフ州、クルスク州、ニジェゴロド州、オレンブルク州、ハンティ・マンシヤ自治管区で、10 月 8 日にカレリア共和国、ティヴァ共和国、チュヴァシヤ共和国、プリモリーエ辺区、アストラハニ州、リベツク州、ノヴゴロド州、スヴェルドロフスク州、ユダヤ人自治州で、12 月 3 日にベルミ州で、すなわち合計 18 の連邦構成主体で比例代表選挙を含む議会選挙が行われた。なお、2006 年の連邦構成主体議会選挙への参加政党および各政党の得票結果は、http://www.vibory.ru/elects/reg-zak_r_06.htm を参照。

²⁵ その他の 7 政党は、ロシア社会主義統一党、ロシア共産主義労働党-ロシア共産主義者党、ロシア社会民主党、「ユーラシア同盟」、ロシア国民愛国党、ロシア国民共和党、地域発展党「自然と社会」である。

²⁶ 「公正ロシア」は、同党規約第 1 条によれば、社会団体「ロシア地域党」を政党「ロシア地域党」に改組するという方法で設立されたあと、2004 年 2 月 15 日の第 3 回臨時党大会で「祖国」に党名を変更し、さらに 2006 年 10 月 28 日の第 7 回臨時党大会で「公正ロシア」に名称を変更した、ということになっている。しかし、同党ホームページのミローノフ同党議長の経歴紹介ページによると、この 2006 年 10 月 28 日の党大会は、それまでしばしば選挙ブロックを編成してともに地方選挙を戦ってきたロシア生活党、「祖国」、ロシア年金生活者党の 3 党の合併を決めた大会であり、実際にはこの大会は、たんなる党名変更を行ったのではなく、3 党合併により新党「公正ロシア」を立ち上げたのである。そして、この新党「公正ロシア」の議長には、2003 年 4 月からロシア生活党の議長であった連邦会議議長ミローノフが就任したのである(「公正ロシア」ホームページ <http://www.spravedlivo.ru/about/documents/charter/212.smx>; http://www.spravedlivo.ru/section_306/section_513/)。

表3 2007年3月11日の連邦構成主体議会選挙における各政党の獲得議席数

		統一ロシア	ロシア連邦共産党	公正ロシア	ロシア自由民主党	その他 ^{*1)}
ダゲスタン共和国	比例区得票数	727,987	82,552	122,154	9,221	163,402
	比例区得票率	63.67	7.22	10.68	0.81	16.19
	比例区議席数	47	5	8	0	12 ^{*2)}
コミ共和国	比例区得票数	107,961	42,560	46,222	40,616	26,259
	比例区得票率	36.18	14.26	15.49	13.61	8.80
	比例区議席数	6	2	3	2	2 ^{*3)}
	1人区議席数	12	0	0	0	2
スターヴロポリ辺区	比例区得票数	194,400	115,117	306,571	96,106	62,999
	比例区得票率	23.87	14.13	37.64	11.80	7.73
	比例区議席数	6	4	10	3	2 ^{*4)}
	1人区議席数	9	1	2	0	13
ヴォログダ州	比例区得票数	148,433	47,600	74,064	38,357	33,253
	比例区得票率	41.90	13.44	20.91	10.83	9.39
	比例区議席数	7	2	4	2	2 ^{*5)}
	1人区議席数	15	0	0	0	2
レニングラート州	比例区得票数	145,592	70,519	86,500	50,104	—
	比例区得票率	35.24	17.07	20.94	12.13	—
	比例区議席数	10	5	6	4	0
	1人区議席数	12	1	3	0	9
モスクワ州	比例区得票数	790,129	296,640	141,294	108,603	—
	比例区得票率	49.57	18.61	8.86	6.81	—
	比例区議席数	33	12	5	0	0
ムルマンスク州	比例区得票数	91,663	37,958	35,157	27,353	—
	比例区得票率	42.19	17.47	16.18	12.59	—
	比例区議席数	8	3	3	2	0
	2人区議席数	11	0	2	0	3
オムスク州	比例区得票数	436,781	175,898	37,927	33,666	—
	比例区得票率	55.65	22.41	4.83	4.29	—
	比例区議席数	16	6	0	0	0
	1人区議席数	22	0	0	0	0
オリョール州	比例区得票数	142,676	86,934	46,087	26,836	—
	比例区得票率	39.02	23.78	12.60	7.34	—
	比例区議席数	12	7	4	2	0
	1人区議席数	14	6	0	0	5
ブスコフ州	比例区得票数	110,406	47,298	38,109	20,456	—
	比例区得票率	45.52	19.46	15.68	8.41	—
	比例区議席数	11	5	4	2	0
	1人区議席数	18	0	1	1	2 ^{*6)}
サマラ州	比例区得票数	305,616	172,950	137,974	105,625	143,338
	比例区得票率	33.54	18.98	15.14	11.59	15.73
	比例区議席数	11	5	4	3	2 ^{*7)}
	1人区議席数	15	1	1	0	8
トムスク州	比例区得票数	155,426	44,408	26,245	42,748	25,826
	比例区得票率	46.79	13.37	7.90	12.87	7.78
	比例区議席数	11	3	2	3	2 ^{*8)}
	1人区議席数	16	0	0	0	5
チュメニ州	比例区得票数	738,217	93,810	97,873	121,032	—
	比例区得票率	65.89	8.37	8.74	10.80	—
	比例区議席数	13	1	1	2	0
	1人区議席数	17	0	0	0	0
サンクト・ペテルブルク市	比例区得票数	459,052	196,854	269,061	133,746	—
	比例区得票率	37.37	16.02	21.90	10.89	—
	比例区議席数	23	9	13	5	0
比例区得票数合計		4,554,339	1,511,098	1,465,238	854,469	—
比例区得票数合計に基づく得票率		54.31	18.02	17.47	10.19	—
議席合計		375	78	76	31	71

出典：Biulleten 'Natsional' nogo tsentra monitoringa demokraticheskikh protsedur, Vypusk No. 3, May 2007 (<http://www.vibory.ru/Regs/monit-3.pdf> [2007/09/09]), pp. 74-216; http://www.vibory.ru/elects/reg-zak_r_07.htm [2007/09/09]

注：*1)その他の欄の議席は、とくに注記がなければ無所属。*2)うち7議席がロシア農業党、5議席が「ロシアの愛国者」。*3)2議席とも「右派勢力同盟」。*4)2議席とも「右派勢力同盟」。*5)2議席ともロシア農業党。*6)うち1議席は「右派勢力同盟」。*7)うち1議席は「右派勢力同盟」、1議席はロシア環境党「緑」。*8)2議席とも「右派勢力同盟」。

栗田のサンクト・ペテルブルク市が含まれていたほか、大都市近郊型選挙区であるモスクワ州およびレニングラート州、北カフカース地方の共和国であるダゲスタンおよびヨーロッパ・ロシア北部の共和国であるコミ、典型的な農業地帯である南ロシアのスターヴロポリ辺区およびヨーロッパ・ロシア中央部のオリョール州、東シベリアの油田地帯チュメニ州など、ロシアの多様な地域的特性をある程度まんべんなくカバーできるような、ロシアの地域の典型的パターンがすべて含まれていたからでもある。

表3を見ると、14のすべての連邦構成主体議会選挙で議席を獲得した政党は、「統一ロシア」（獲得議席総数375議席）とロシア連邦共産党（78議席）の2党だけである、次いで、「公正ロシア」（76議席）が13の連邦構成主体で、さらにロシア自由民主党（31議席）が11の連邦構成主体で議席を獲得している。これらの4政党は、政党支持率を調査する各種の世論調査で、つねに上位を占めている政党であり、2007年12月2日の国家会議議員選挙で議席獲得のための最低得票率である7%をクリアして議席を獲得できた政党である。

そのほかの議席を獲得できた政党に、5つの連邦構成主体で議席を獲得した「右派勢力同盟」（8議席）、2つの連邦構成主体で議席を獲得したロシア農業党（9議席）、1つの連邦構成主体で議席を獲得した「ロシアの愛国者」（5議席）およびロシア環境党「緑」（1議席）の4政党があるが、これらの政党は、全国一区比例代表制で実施される国家会議議員選挙で7%の阻止条項をクリアすることはできなかった。

このように見てくると、要するに、いまのところ、今後の連邦議会国家会議に議席を有し、ロシア政治に大きな役割を果たすことができると考えられる政党は、「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、「公正ロシア」、ロシア自由民主党の4党しかないということになる。とはいえ、これら4党の力量は決して一様ではなく、2003年12月2日の国家会議選挙以降は、「統一ロシア」の一党優位体制であると言える。

4.2.6. 2007年12月2日の国家会議議員選挙に参加した政党の数

比例代表制に一本化された2007年12月の国家会議議員選挙に参加した政党は、ロシア農業党、「市民勢力」、ロシア民主党、ロシア連邦共産党、「右派勢力同盟」、社会公正党、ロシア自由民主党、「公正ロシア」、「ロシアの愛国者」、「統一ロシア」、「ヤーブラコ」の11政党で、7%以上の得票を得て、議席を獲得できたのは、「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、「公正ロシア」の4党だけで、その他の政党の得票率はすべて3%以下であった（表1）。

前回の2003年12月の国家会議議員選挙では、連邦選挙区に限ってみると、23の選挙団体（選挙ブロックを含む）が候補者名簿を提出し、登録されていたことからすると、その数はさらに減少したということになる。しかし、すでに見たように、2006年3月の連邦構成主体議会選挙で、選挙に参加した政党は28政党あったものの、曲がりなりにも議席を獲得できた政党は8政党しかなかったことからすると、当然の流れとも言える。

4.2.7. 2011年12月4日の国家会議議員選挙に参加した政党の数

2011年12月の国家会議議員選挙に参加した政党は、「公正ロシア」、ロシア自由民主党、「ロシアの愛国者」、ロシア連邦共産党、「ヤーブラコ」、「統一ロシア」、「正義の事業」7政党で、7%以上の得票を得て、議席を獲得できたのは、「統一ロシア」、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、「公正ロシア」の4党だけで、その他、「ヤーブラコ」の得票率が3%を上回ったにすぎない（表1）。

このように国家会議議員選挙に参加する政党数は年々減少してきている。もっとも、一国の国政レベルの選挙で議席を獲得する政党の数がどのくらいの数であるかは、たとえばG7諸国に限ってみても、かなりの多様性があり、政党の数はどのくらいが適当かなどという議論自体、成立しにくい。よく知られているように、米国では事実上2党、英国では事実上3党以外は、ほとんど国政に影響力を行使できる力量はないと思われる。それらの国に比べれば、日本は政党の数が若干多いと言えるかも知れない。ロシアの場合を見ると、国会会議で議席を持つ可能性があるのは、現在では4党であり、将来の潜在的可能性まで入れても6ないし7党くらいということになる。そのこと自体は、他の国々と比較して異質な状況であるとは決して言えない。

4.3. 政党の資金²⁷

4.3.1. 各政党の資金収入の比較

ロシア連邦中央選挙委員会が公表している2006年の各政党の収入のうち、その大半を占める資金収入と、国庫補助を受け取る権利のある政党においては、その資金収入のうちの一定部分を占めている国庫補助金額の政党別一覧は、表4の通りである。また、それぞれの内訳等の詳細は、ロシア連邦中央選挙委員会が公表している各政党の総括財務報告書を見ることで明らかになる（表6）。

まず表4により、各政党の資金収入の総額を比較してみよう。

表4を見てすぐに気づくことは、「統一ロシア」の資金収入が飛び抜けて多いことである。「統一ロシア」の資金収入の金額13億8,631万4,351ルーブルは、2006年の総括財務報告をおこなったすべての政党が2006年中に得た資金収入の合計額21億8,828万9,692ルーブルの実に63.35%を占めている。この数字は、実は、「統一ロシア」の2007年9月段階の国家会議における議席占有率67.33%を若干下回っているに過ぎないことがわかる。

「公正ロシア」の場合は、2006年中に得た資金収入の金額が1億5,278万9,518ルーブルで、その額は2006年の各政党の資金収入の合計額の6.98%にあたるがその数字は「公正ロシア」会派の国家会議における議席占有率7.33%にほぼ見合ったものとなっている。

²⁷ 2007年当時の資料による調査である。

表4 2006年における各政党の資金収入および国庫補助

	政党名	得票率 ^{*1)} %	A 資金収入 (ルーブル)	% ^{*2)}	B 国庫補助 (ルーブル)	% ^{*3)}	B/A %
1	「統一ロシア」	37.57	1,386,314,351	63.35	113,881,470	42.94	8.21
2	「公正ロシア」	3.09 ^{*4)}	152,789,518	6.98	9,117,382	3.44	5.97
3	「ロシアの愛国者」		146,298,392	6.69	0	0.00	0.00
4	ロシア自由民主党	11.45	142,135,247	6.50	34,721,610	13.09	24.43
5	ロシア連邦共産党	12.61	127,453,237	5.82	38,239,100	14.42	30.00
6	ロシア農業党	3.64	46,434,995	2.12	11,129,250	4.20	23.97
7	「ヤーブラコ」	4.30	43,331,029	1.98	13,050,435	4.92	30.12
8	民族復興党「人民の意志」	9.02 ^{*5)}	36,680,264	1.68	9,117,382	3.44	24.86
9	「右派勢力同盟」	3.79	35,866,208	1.64	12,042,675	4.54	33.58
10	ロシア連邦国民党	1.18 ^{*6)}	16,061,524	0.73	10,110,285	3.81	62.95
11	「自由ロシア」		14,686,015	0.67	0	0.00	0.00
12	ロシア民主党		12,022,692	0.55	0	0.00	0.00
13	ロシア社会主義統一党	9.02 ^{*5)}	11,625,663	0.53	9,117,381	3.44	78.42
14	社会公正党	3.09 ^{*4)}	5,345,156	0.24	4,687,433	1.77	87.69
15	ロシア社会民主党		3,794,400	0.17	0	0.00	0.00
16	ロシア共産主義労働党－ロシア共産主義者党		2,533,512	0.12	0	0.00	0.00
17	ロシア復興党		2,246,080	0.10	0	0.00	0.00
18	ロシア共和党		1,446,798	0.07	0	0.00	0.00
19	ロシア環境党「緑」		655,500	0.03	0	0.00	0.00
20	「統一」		463,234	0.02	0	0.00	0.00
21	地域発展党「自然と社会」		88,497	0.00	0	0.00	0.00
22	ロシア国民愛国党		17,380	0.00	0	0.00	0.00
	合計		2,188,289,692	100.00	265,214,403	100.01 ^{*7)}	12.12

出典：2003年12月7日の国家会議議員選挙連邦選挙区得票率については *БЛИЖ*, 2004 No. 5, c. 17. そのほかの数字は、各政党の総括財務報告書。なお、政党によっては、100分の1ルーブル＝1カペイカの単位まで金額を記載しているところがあるが、煩瑣なのでカペイカは切り捨てた。

注：*1) 2003年12月7日の国家会議議員選挙連邦選挙区得票率。*2) 2006年度総括財務報告をおこなった政党の資金収入合計額21億8,828万9,692ルーブルに対する各政党の資金収入額の比率。*3) 2006年度総括財務報告をおこなった政党の国庫補助合計額2億6,521万4,403ルーブルに対する各政党の国庫補助額の比率。*4) 「ロシア年金生活者党および社会公正党」ブロックの得票率。*5) ロシア社会主義統一党「精神的遺産」（当時の政党名）、民族復興党「人民の意志」、ロシア地域党の3党からなる「祖国（国民愛国同盟）」ブロックの得票率。*6) ロシア連邦国民党は、2003年12月7日の国家会議議員選挙では連邦選挙区の得票率は国庫補助獲得のための基準である3%に達しなかったが、単独議席選挙区で17名の当選者を出したことにより国庫補助を獲得した。*7) 合計100%になっていないが、これは間違いではなく、小数点第2位以下の処理の結果生じたものである。

「ロシアの愛国者」の場合は、2006年中に得た資金収入の金額が1億4,629万8,392ルーブルで、その額は2006年の各政党の資金収入の合計額の6.69%にあたるが、その数字は「国民愛国同盟『祖国』（民族復興党「人民の意志」－社会主義統一党－『ロシアの愛国者』）」会派の国家会議における議席占有率1.78%に比べて非常に大きいと言える。

ロシア自由民主党の場合は、2006年中に得た資金収入の金額が1億4,213万5,247ルーブルで、その額は2006年の各政党の資金収入の合計額の6.50%にあたるが、その数字はロシア自由民主党の国家会議における議席占有率6.67%におおむね見合ったものとなっている。

ロシア連邦共産党の場合は、2006年中に得た資金収入の金額が1億2,745万3,237ルーブルで、その額は2006年の各政党の資金収入の合計額の5.82%にあたるが、その数字はロシア連邦共産党の国家会議における議席占有率10.44%をかなり下回っていると言える。

このように、各政党の収入という視点から見ると、「ロシアの愛国者」が国家会議の議席占有率や連邦構成主体議会選挙での獲得議席数に比べて、つまり脆弱な政治力に比べて、不釣り合いに強力な資金力があると言える一方、ロシア連邦共産党はその資金力に比べて政治力がある、言い換えると厳しい財政状況の中で、各種選挙では比較的良好に健闘していると言うことができよう。そのほかの政党について言えば、おおむねその資金力と政治力はバランスがとれていると言える。そして、そのことは結局、資金面においても「統一ロシア」の一党優位体制が盤石なものであるということ、すなわち、「統一ロシア」が国家会議の議席のみならず、政治資金の面でも圧倒的な優位に立っているということを明らかにしているのである。

4.3.2. 各政党に対する国庫補助金の比較

表4に示されているように2006年度総括財務報告書を提出した22政党のうち、2006年中に国庫補助金を受け取った政党は11党であり、その国庫補助金の合計額は2億6,521万4,403ルーブルであった。国庫補助の金額は、すでに述べているように、基本的には国家会議議員選挙の得票数により決まる。

したがって、2003年12月7日の国家会議議員選挙の連邦選挙区で最多得票をあげた「統一ロシア」の国庫補助額がもっとも高くなっているのは当然であろう。「統一ロシア」に対する国庫補助額は、実に、1億1,388万1,470ルーブルにのぼり、2006年度総括財

務報告をおこなった政党の国庫補助総額2億6,521万4,403ルーブルの42.94%になっている。「統一ロシア」は、2003年12月7日の国家会議議員選挙連邦選挙区の得票率が37.57%であったのであるから、その得票率に対してやや多めに国庫補助を受け取っているように見えるが、選挙ブロックに加わるかたちで国家会議議員選挙の連邦選挙区に候補者名簿を提出した「公正ロシア」、民族復興党「人民の意志」、ロシア社会主義統一党、社会公正党以外の、単独で国家会議議員選挙の連邦選挙区に候補者名簿を提出したロシア自由民主党、ロシア連邦共産党、ロシア農業党、「ヤーブラコ」、「右派勢力同盟」は、いずれも得票率よりも高い比率で国庫補助を受け取っていることから、得票率に対してやや多めに国庫補助を受け取っていることは、「統一ロシア」にだけに限った現象ではないということがわかる。

したがって、「統一ロシア」が国庫補助について法外に優遇されているわけでは決してない。しかし、国庫補助総額の42.92%を「統一ロシア」だけで受け取っているということは、「政党法」に基づく合法的な分配とはいえ、やはり、他の政党からすれば、羨望の的であろう。それにもかかわらず、「統一ロシア」にとっては、自己の資金収入における国庫補助の占める比率 B/A はわずか8.21%にすぎず、国庫補助のありがたみがそれほど大きいわけではない。

自己の資金収入における国庫補助の占める比率 B/A を見ていくと、小政党になるにしたがって、その比率が高くなっていく傾向があることがわかる。ロシア社会主義統一党や社会公正党といった極小政党では、自己の資金収入における国庫補助の比率は、それぞれ78.42%および87.69%にもなっているのである。したがって、これらの政党にとって国庫補助は文字通り死活的な資金収入であり、2007年12月2日におこなわれる国家会議議員選挙において3%以上の得票率を上げることができなければ、国庫補助がうち切られることになり、そうなれば、直ちに解党の危機を迎えることになる。そして、国家会議議員選挙法の改正により選挙ブロックの選挙への参加が認められなくなったため、これら極小政党は、生き残りのためには、他の小政党と合併し、とにかく3%以上の得票率をあげるよう努力するか、あるいは座して解党を待つしかないのである。

このように考えてみると、「政党法」は、党員数の下限のみならず、党員数の条件をクリアしているとしても、その政党に3%以上の得票率がなければ、経済的に存続が困難になるというハードルを設けていると言えるのである。したがって、2006年10月28日の、ロシア生活党、「祖国」（旧称、地域党）、ロシア年金生活党の3党合併による「公正ロシア」立ち上げは、2003年12月7日の国家会議議員選挙を選挙ブロックで戦ったこれら3党が、自らの生き残りをかけた決断だったと考えられる。それゆえ、「公正ロシア」立ち上げはクレムリンによる第二与党設立工作にすぎないといったうがった見方は、この本質を見誤るものであると言えよう。

他方、同様に弱小政党である「右派勢力同盟」や「ヤーブラコ」は、その生き残りのためには、もはや、合併による「リベラル」の糾合という選択肢しか残されていないように見えるのに、依然としてそれぞれが独立した政党として国家会議議員選挙に臨もうとしていたのは、やや理解に苦しむところである。3%の得票率をクリアしなければ、2006年度総括財務報告によれば、「ヤーブラコ」は30.12%の、同様に「右派勢力同盟」は33.58%の資金収入を失うことになるのである。彼らは7%阻止条項を突破して議席を獲得することは無理でも3%はなんとかクリアできるのではないかと考えていたのかも知れない。実際、確かに、3%を超える可能性は小さくはなかった。しかし、このままの状態では、その政治的影響力をますます弱めていくだけであった。

4.3.3. 総括財務報告書による主要政党の資金収入の内訳の比較

主要政党について、各政党の総括財務報告書の資金収入の内訳を比較してみたい。このことにより、国庫補助以外の主要な資金収入が何であるのかが明確になるからである。

「統一ロシア」の総括財務報告書によると、資金収入13億8,631万4,351ルーブルの内訳は、入党費および党費が4.28%、国庫補助金が8.21%、寄付金が74.55%、その他が12.92%となっている。このように「統一ロシア」は、資金収入に占める寄付金の比率が非常に高く、逆に党費や国庫補助金の比率は非常に低いことがわかる。「統一ロシア」の資金面でのモンスターぶりを支えるのは、まさに、その膨大な寄付金によるものなのである。

「公正ロシア」の場合、その資金収入1億5,278万9,518ルーブルの内訳は、入党費および党費が0、国庫補助金が5.97%、寄付金が94.03%、その他が0となっており、「統一ロシア」よりもさらに極端で、党費収入がなく、収入のほとんどが寄付金でまかなわれている。もちろん実額ベースでは、「公正ロシア」の寄付金収入は、「統一ロシア」のその13.90%にすぎない。とはいえ、「公正ロシア」の寄付金額は「統一ロシア」に次ぐ金額であり、寄付金額でも、寄付金を含む資金収入合計額でも、「公正ロシア」は、すでに第二党の地位にあると言えるのである。

「ロシアの愛国者」の資金収入1億4,629万8,392ルーブルの内訳は、入党費および党費が0、国庫補助金も0、寄付金が58.29%、その他が41.71%となっており、党費収入も国庫補助もないことが特徴である。「ロシアの愛国者」の場合、その他の資金収入の比率が高いが、同党の総括財務報告書によれば、その大半は借入金である。この点からすると、その政治力に比して、一見、豊富な資金力があるように見える「ロシアの愛国者」の財務状況は、決してよくないと言える。

ロシア自由民主党の資金収入1億4,213万5,247ルーブルの内訳は、入党費および党費0.28%、国庫補助金24.43%、寄付金74.90%、その他0.17%となっており、これら主要政党の中では、ロシア自由民主党は、ロシア連邦共産党に次いで国庫補助金の比率が高いが、他方、ロシア連邦共産党とは異なって、党費の占める比率は非常に小さく、その代わりに寄付金の比率がかなり高く、「統一ロシア」とほぼ同じ水準となっているところに特徴がある。

ロシア連邦共産党の資金収入1億2,745万3,237ルーブルの内訳は、入党費および党費29.27%、国庫補助金30.00%、寄付金35.44%、その他5.29%となっており、他の政党に比べて、党費や国庫補助金の比率が高いところに特徴がある。しかし、そのロシア連邦共産党でさえ、寄付金の占める比率が最も高くなっている。

総じて、ロシア連邦共産党以外の各政党は、党費収入の比率が非常に低く、「公正ロシア」は党費収入ゼロ、「ロシアの愛国者」も事実上党費収入はゼロに等しい。ロシア自由民主党はゼロではないものの、資金収入に占める党費の比率が0.28%では、実額はゼロではないものの、やはり党費収入はほとんどゼロに近いと言える。その意味では、これらの政党は、党員の党費によってその政党の財政が支えられているという古典的な大衆政党の定義にはまったく合致しない政党だと言えよう。それゆえ、現在のロシアにおいては、少なくとも財政面では、大衆政党の古典的定義に最も近い政党は、ロシア連邦共産党だけであると言える。